

りそなスイス・グローバル・ リーダー・ファンド

追加型投信／海外／株式



●本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

●ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	株式 一般	年4回	欧州	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「りそなスイス・グローバル・リーダー・ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成28年9月12日に関東財務局長に提出し、平成28年9月13日にその効力が発生しております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号

設立年月日: 1986年2月25日

資本金: 1,550百万円(2016年6月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額 676,268百万円(2016年6月末現在)

受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

株式会社りそな銀行

照会先



損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント



ご投資家のみなさまへ

スイスには特定の分野で世界No.1のリーディングカンパニーが多数存在しますが、これらスイス企業の株式への投資を通じ、スイス・欧州経済だけにとどまらないグローバル経済全体の成長を享受することを目指すファンドです。

株式発行通貨のスイスフランには、健全な財政と経常黒字等を背景とした「リスク回避資産」としての魅力もあります。

世界の富裕層を顧客に持つスイスのプライベートバンク(UBP)が運用を担当しその銘柄選定能力を日本の皆さまにお届けします。

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

スイス株式を主要投資対象として、信託財産の成長を図ることを目指します。

ファンドの特色

1

スイス株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。

- スイス株式等の運用指図に関する権限を「ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー」に委託します。
- 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、市況動向によっては、一時的に株式組入比率を引き下げる場合があります。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエーについて

- ・ スイスを代表する資産運用会社の一つ
 - ・ 1969年スイスで設立。グローバルに24拠点を展開
 - ・ 運用資産額:1,135億スイスフラン(約11兆9,254億円)
 - ・ 世界の個人投資家・機関投資家に様々な運用戦略を提供
- (2016年6月末現在)

2

主に安定した企業基盤があり、特定の分野で世界No.1のリーディングカンパニーへ集中投資します。

- 世界No.1のリーディングカンパニーとは、「ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー」による調査・分析の結果、特定の分野で売上高等がトップシェアを有すると認められる企業を指します。

3

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4

原則、年4回決算を行い、基準価額※に応じた分配を目指します。

※ 基準価額は1万口当たりとし、支払済みの収益分配金を含みません。

- 決算日は、原則3、6、9、12月の各13日。当該日が休業日の場合は翌営業日とします。

ファンドの目的・特色

- 各決算日の前営業日の基準価額に応じて、以下の金額の分配を目指します。

各決算日の前営業日の基準価額	目標分配金額
10,500円未満	基準価額水準等を勘案して決定
10,500円以上11,000円未満	250円
11,000円以上11,500円未満	500円
11,500円以上12,000円未満	750円
12,000円以上	1,000円以上で、 基準価額水準等を勘案して決定

- ・ 上記は目標分配金額決定時の予想に基づくものであり、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。
- ・ 各決算日にかけて基準価額が急激に変動した場合等には、委託会社の判断で上記と異なる分配金額となる場合や、分配が行われないうちがあります。
- ・ 基準価額に応じて、分配金額が変動します。基準価額が上記の一定の水準に一度でも到達すればその水準に応じた分配を続ける、というものではありません。
- ・ 収益分配金が支払われると、基準価額は下落するため、次期以降の分配金額に影響を与える場合があります。
- ・ 収益分配金額は、委託会社が分配方針に基づいて決定します。

- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 必ず分配を行うものではありません。

主な投資制限

- 株式への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

分配方針 毎決算時(原則として3月、6月、9月、12月の各13日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

追加的記載事項

収益分配金に関する留意事項

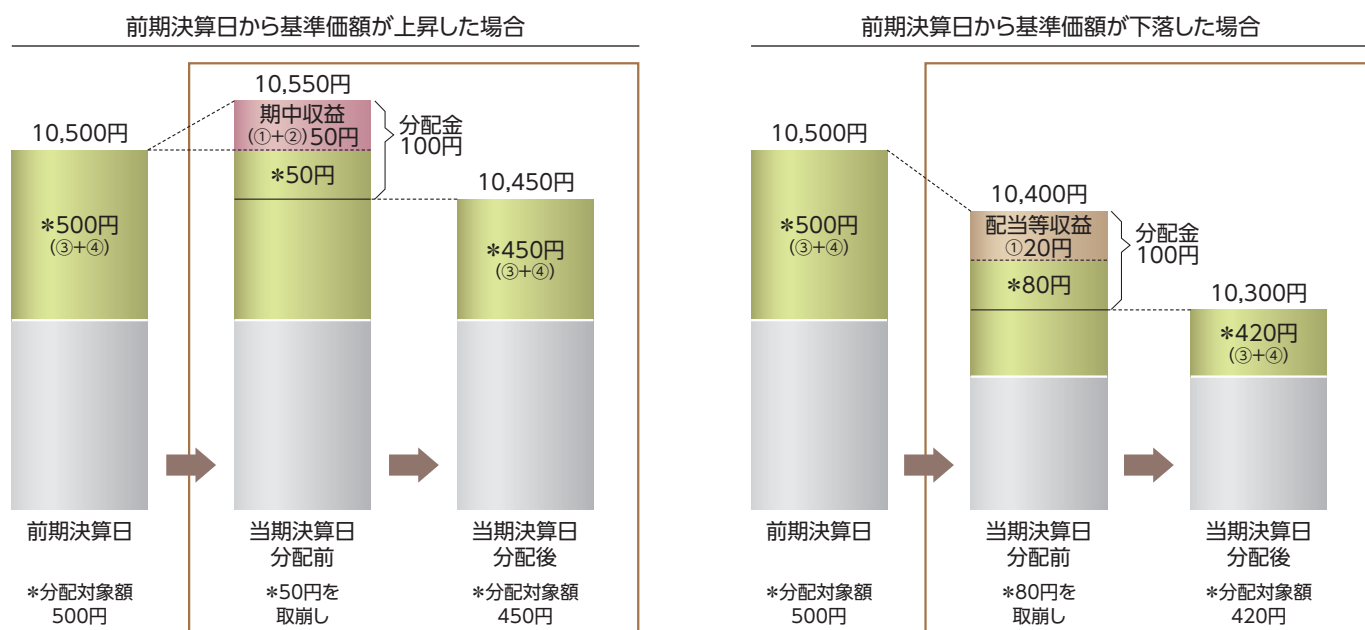
●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

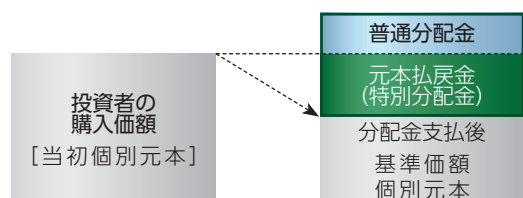


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

価格変動リスク	株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。
流動性リスク	国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。
為替変動リスク	外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

●クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

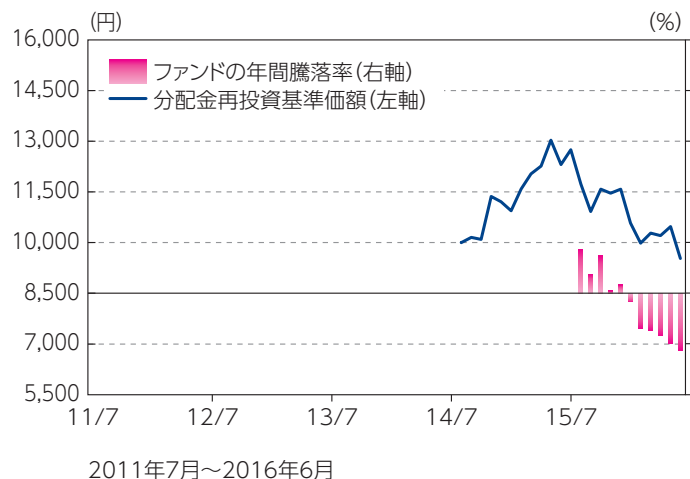
リスクの管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、運用担当部から独立した部署及び社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行います。

参考情報

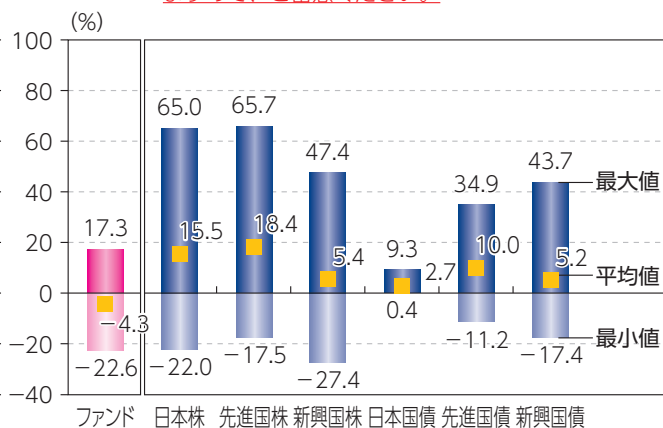
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

※データは、設定日より掲載しています。



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

※ファンドと代表的な資産クラスの対象期間が異なりますので、ご注意ください。



ファンド : 2015年8月～2016年6月
代表的な資産クラス: 2011年7月～2016年6月

- 上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 上記は、期間5年のグラフになります。
- 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*各資産クラスの指数

日本株…東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株…MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

日本国債…NOMURA-BPI 国債

先進国債…シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

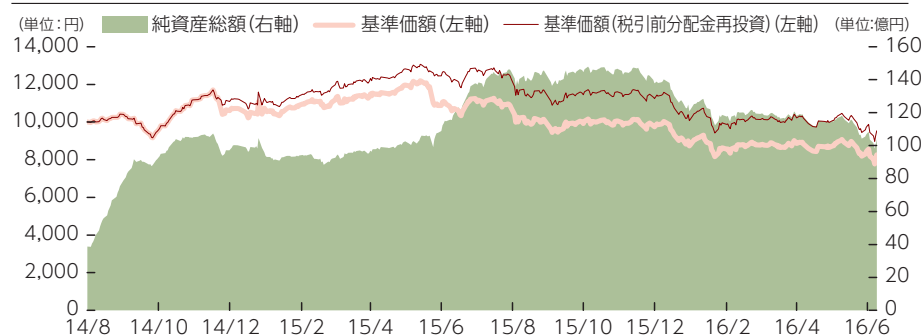
新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)

- ・東証株価指数 (TOPIX) とは、東京証券取引所第一部上場全銘柄の基準時 (1968年1月4日終値) の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。東証株価指数 (TOPIX) は、東京証券取引所の知的財産であり、東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース) は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、米ドルベース) をもとに委託会社が独自に計算したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他一切の権利は、すべて野村證券株式会社に帰属します。野村證券株式会社は、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- ・シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドは、J.P. Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。同指数の著作権はJ.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

基準日：2016年6月30日

基準価額・純資産の推移 2014/08/22～2016/06/30



- 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前の分配金を再投資したものと計算しています。
- 基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	8,254円
純資産総額	103.94億円

分配の推移

2015年06月	750円
2015年09月	90円
2015年12月	0円
2016年03月	0円
2016年06月	0円
設定来累計	1,590円

●1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

資産別構成	資産の種類	純資産比	組入上位5業種	業種	純資産比
	株式	97.70%		1ヘルスケア	39.8%
	コール・ローン等	2.30%		2生活必需品	17.1%
	合 計	100.00%		3資本財・サービス	15.2%
		4金融		12.6%	
		5素材		8.4%	

組入上位10銘柄	銘柄名	通貨	発行国/地域	業種	純資産比
	1 ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	スイス・フラン	スイス	ヘルスケア	15.8%
	2 NESTLE SA-REGISTERED-B	スイス・フラン	スイス	生活必需品	15.6%
	3 NOVARTIS AG-REG SHS	スイス・フラン	スイス	ヘルスケア	15.1%
	4 SWISS RE LTD	スイス・フラン	スイス	金融	4.9%
	5 PARTNERS GROUP HOLDING AG	スイス・フラン	スイス	金融	4.4%
	6 ABB LTD	スイス・フラン	スイス	資本財・サービス	4.2%
	7 GEBERIT AG-REG	スイス・フラン	スイス	資本財・サービス	3.5%
	8 GIVAUDAN	スイス・フラン	スイス	素材	3.2%
	9 UBS GROUP AG	スイス・フラン	スイス	金融	2.9%
	10 SYNGENTA AG	スイス・フラン	スイス	素材	2.9%
組入銘柄数			29銘柄		

年間収益率の推移(暦年ベース)



- ファンドの年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資)を使用して計算しています。
- 2014年は設定日(8月22日)から年末、2016年は年初から基準日まで収益率です。
- 当ファンドはベンチマークを設定していません。

- ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用実績は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値は四捨五入して表示していることがありますので、合計が100%とならない場合があります。

手 続 ・ 手 数 料 等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換 金 価 額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換 金 代 金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
申 込 不 可 日	スイス証券取引所の休業日においては、お申込みの受付ができません。
申 込 締 切 時 間	原則として午後3時まで（販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。）
購入の申込期間	平成28年9月13日から平成29年9月12日まで ※申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購 入 ・ 換 金 申込受付の中止 及 び 取 消 し	委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信 託 期 間	平成31年6月13日まで（設定日 平成26年8月22日） ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰 上 償 還	受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決 算 日	原則3月、6月、9月、12月の各13日（休業日の場合は翌営業日）
収 益 分 配	毎決算時（年4回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	原則、毎年6月、12月の決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

手 続 ・ 手 数 料 等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入価額に <u>3.24%(税抜3.0%)</u> を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に <u>0.3%</u> を乗じた額です。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率 <u>1.8144%(税抜1.68%)</u> を乗じた額とし、毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	
	委託会社	年率0.90%(税抜) ファンドの運用の対価
	販売会社	年率0.73%(税抜) 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率0.05%(税抜) 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
※委託会社の報酬には、運用指図に関する権限を委託したユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエーへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の額は、当ファンドの純資産総額に当該計算期間を通じ、毎日、年率0.50%を乗じた額とします。〔ファンドの運用の対価〕		
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ● 監査費用 ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00756%(税抜0.007%))を乗じた額とし、実際の費用額(年間27万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ● その他の費用※ 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税 等 ※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	・ 監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 ・ 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ・ 保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は平成28年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(当該ページは目論見書の内容ではありません。)

M e m o



損保ジャパン日本興亜
アセットマネジメント